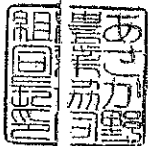


陳情第 4 号



資産課税の軽減等に関する陳情書

あさか野農業協同組合



資産課税の軽減等に関する陳情書

近年の農業を取り巻く環境は農業従事者の減少・高齢化等により生産基盤の弱体化が進んでいます。当組合も同様の課題を抱えており、そのことから耕耘や草刈り作業を有償で行う農作業受託事業を開始しました。また、依然として高騰した生産コストの価格転嫁は進まず、農業経営に大きな影響を及ぼすなど、生産現場は厳しい状況が続いています。

コロナ禍終息後、家庭内調理が大幅に増加していることや消費者による農産物に対する安全・安心を求める声が高まってきていることから都市農業・都市農地における新鮮な農産物の供給は重要な役割と考えられます。JAグループでは独自のキーメッセージとして、安全な市内農産物の生産を行い地域住民（消費者）が安心して購入し消費するいわゆる「地産地消」とともに国民が必要として消費する食料は、できるだけその国で生産するという「国消国産」を提起しています。「地産地消」を進めることは、輸送コストの削減や食料自給率の向上、生産者と地域住民との交流が図られる点からも地域における食文化を学び、かけ離れた「食」と「農」の関係を学び直すきっかけとなり食農教育へも繋がると考えられます。このように地域住民と密接に関連し重要な役割を担う存在が、都市農業・都市農地です。一方、農業者における農業経営を維持するもっとも重要な存在かつ財産が農地となります。

しかし、都市農地が持つ立地条件からの高地価や宅地化の進展に伴う耕作面積の減少、営農環境の悪化等、耕作する上でも非常に厳しい状況となっています。都市農地は、住宅密集地における災害時の防災空間を確保する役割、農業体験・交流活動の場、農業への理解を醸成する役割等多面的な機能を有する重要な役割を担っていると考えます。昨今では、固定資産税・都市計画税の増税や農業収入の減少に加え、2024年の路線価においては昨年に比べ2.3%上昇し3年連続で前年を上回っております。また、相続発生時においては2015年に相続税の基礎控除額が改正されたこともあり、高額な相続税の納税負担を理由に農地の売却を余儀なくされる現実もあり、今後さらに農業者の税負担は増大し、納税資金の確保は厳しくなっていくと予想されます。また、市街化農地の多くは、生産緑地地区へ指定されています。相続発生時における納税資金確保には市街化農地の売却が不可欠で、売却に至るまでの過程には、市町村への生産緑地の買い取りの申出、行為制限の解除、現況測量・境界の確定、売買業者への斡旋、分割協議等を要し納税資金を確保することとなります。固定資産税・都市計画税については、毎年1月1日現在の土地、家屋等の所有者が納税義務者となりますが、相続中において分割協議が整っていない場合など一時的に代表者（多くは農業相続人）が負担することとなり、納税資金確保に苦勞する場面も見受けられます。農業経営における都市農業の振興と都市農地の維持に向けた税制面の支援とし、相続期間中における固定資産税等の納付に関して納税資金の確保や分割協議が整う相続税の納税期限まで納付期限を延長し、円滑に納付できるよう支援を要望いたします。

～陳情項目～

1. 相続期間中に課せられる固定資産税・都市計画税の納付期限を相続税の納付期限と同日まで延長していただきたい。

和光市議会

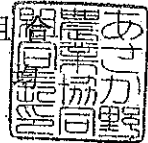
議長 安保 友博 様

令和6年9月19日

埼玉県朝霞市大字溝沼 466 番地

あさか野農業協同組

代表理事組合長 高橋



埼玉県新座市野火止 5 丁目 7 番 22 号

J A あさか野資産管理部会

連絡協議会 会長 狩谷 昇



埼玉県和光市

